福祉に対する寄付をありがとうございました

9月11日、市内在住の田村門一様（写真㊧）より、「高齢者福祉の充実に役立ててほしい」とのご意思で寄付金をいただき、市から感謝状を贈呈しました。

今後、寄付金を活用し、市内公立の各高齢者福祉施設に、利用者から要望の高い「電動マッサージ機」を配置する予定です。

ご寄付誠にありがとうございました。

本 社会福祉課 ☎21-2503

年末の交通安全運動

「マナーアップ！あなたが主役です」をスローガンに交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない安全で住みよい社会の実現をめざすため、交通安全運動を実施します。

◆期間　12月11日（水）～31日（火）

交通マナーを守り、交通事故「0」を目指しましょう！

本 交通防犯課 ☎21-2141

警察からのお知らせ

★犯罪被害給付制度をご存知ですか

人の生命身体を害する罪に当たる行為により不慮の死を遂げた方の遺族、重大な負傷又は疾病を受けた被害者に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給する制度があります。

詳しくは、警察署にお問合せください。

栃木警察署 ☎25-0110

★「被害者支援センターとちぎ」利用を

犯罪等の被害者及びその家族・遺族に対して、精神的ケアを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害の回復や軽減に資することを目的とする民間被害者支援団体です。

犯罪被害者への相談や直接支援などの活動を行っています。

被害者相談専用☎028-643-3940

人権週間　12月4日（水）～10日（火）

12月10日は「人権デー」

「人権デー」とは、1948年12月10日「世界人権宣言」の採択を記念して国連が定めた、世界的な記念日です。日本では人権デーを最終日とする1週間（12月4日～10日）を人権週間とし、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

本市でも、街頭啓発や特設相談、講演会などを通じ、人権尊重思想への理解をよりいっそう深めていただけるよう、重点的に活動しています。

人権特設相談

人権週間の期間中、市では各地域に特設相談所を設け、人権に関する様々な相談に人権擁護委員が対応します。予約は不要です。どうぞお気軽に相談ください。

日時	場所
12月　4日（水）10:00～12:00	市厚生センター（旭町）
12月　4日（水）10:00～12:00	藤岡公民館（藤岡町藤岡）
12月　5日（木）10:00～12:00	大平隣保館（大平町新）
12月10日（火）9:30～11:30	都賀老人憩いの家（都賀町原宿）
12月10日（火）13:00～15:00	西方保健センター（西方町本城）

本 人権・男女共同参画課 ☎24-0351

特別巡回徴収を実施します

12月は『市税等徴収強化月間』として、徴収強化に取り組んでいます。

滞納がある方は、すみやかに納付をお願いします。

なお、納付や相談等がない場合には、12月中に市職員が徴収のため訪問します。

再三の催告や訪問による徴収にも応じない場合、法令に基づく財産の滞納処分（差押・公売など）を行う場合があります。

事情により納付が困難な場合には、分割納付の方法もありますので、納税相談にお越しください。

納期限内での納付について、皆さんの協力をお願いします。

本 収税課 ☎21-2131
大 税務課 ☎43-9208
藤 税務課 ☎62-0902
都 税務課 ☎29-1101
西 地域まちづくり課 ☎92-0304

犬や猫を飼っている皆さんへ

「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、9月1日から施行されました。

◆改正のポイント◆

飼い主には動物がその命を終えるまで適切に飼養する責任があります。最後まで愛情を持って飼いましょう。

また、動物取扱業者は、販売が困難になった動物をむやみに処分できません。終生飼養をお願いします。動物愛護指導センターでは終生飼養を明確にしたことにより、老齢や病気を理由としての引取り等の拒否ができるようになりました。

その他にも動物取扱業者関連事項や愛護動物をみだりに傷つけた場合の罰則強化などの変更がありました。

詳しくは、環境省ホームページ（アドレスは下記）をご覧ください。

環境省ホームページ
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/index.html

◆正しい犬猫の飼い方◆

あなたの大切な犬や猫は周りに迷惑をかけていませんか？犬の散歩でフンは必ず持ち帰って処分するなど基本的なマナーを守って犬や猫を正しく飼いましょう。

・散歩のときはリードを付ける。
・散歩のフンは必ず持ち帰る。おしっこをひっかけた後には水をかける。
・ノラ猫にエサをやるときはきちんと飼う。飼わないときはエサをやらない。
・猫の放し飼いで近所に迷惑をかけない。（できるだけ敷地内で飼いましょう）
・犬や猫の子どもが生まれたらむやみに捨てない。
　避妊が大切です。

本 環境課 ☎21-2601
大 生活環境課 ☎43-9211
藤 生活環境課 ☎62-0903
都 生活環境課 ☎29-1102
西 生活環境課 ☎92-0308
動物愛護指導センター ☎028-684-5458

建物の新築・増築・滅失連絡のお願い

固定資産税や都市計画税は、毎年1月1日を基準日として、課税しています。

平成25年中に建物を新築・増築・滅失（取り壊し）をした場合には、平成26年度の税額が変更になります。建物の不動産登記を変更していない場合や不動産登記をしていない建物に変更があった場合は、所在する地域の資産税担当へ連絡ください。

本 資産税課 ☎21-2127
大 税務課 ☎43-9208
藤 税務課 ☎62-0902
都 税務課 ☎29-1101
西 地域まちづくり課 ☎92-0305

図書館貸出カード更新

図書館の貸出カードは、3年ごとに更新になります。

該当される方は、図書館で案内しますので、更新手続きをお願いします。

※登録内容（住所・氏名など）に変更がある方は、免許証などの証明書をお持ちください。

本 生涯学習課 ☎43-9218

定例教育委員会開催

12月の定例教育委員会を12月16日（月）14時から吹上公民館（吹上町）で開催します。

本 教育総務課 ☎21-2711

Happy子育て21

自分で考え自分で行動できる人に育ってほしいから

子どもの進む先の障害物を先回りしてどけたり、一挙一動にあれこれ指示をしたりするのではなく、できるだけ子どもの力を信頼し、子どものやることを見守り、力付けましょう。

あれこれしないで見守ることは、モノを買ってやったり何かをしてやったりするよりは、ずっと難しく愛情がいることです。

また、親は自分が子どものために考えたことは正しいと思いがちですが、必ずしもそうとは限りません。自分の思いや考えを押し付けるのではなく、「あなたはどう思うの？」とまず子どもの言い分をじっくり聞き、子どもの気持ちをしっかり受け止めてから「自分はこう思うんだが」と、一緒に学ぶ姿勢が大切です。

（文科省・家庭教育手帳より）

本 生涯学習課 ☎21-2731

東日本大震災お見舞いありがとうございます

東北地方太平洋沖地震に対し、市民の皆さんから、心温まる義援金が寄せられ、9月30日現在、総額は86,131,736円になりました。日本赤十字社を通じて被災地に送ります。

募金をお寄せいただきました方々は、次の通りです。名前の分かる方のみ記載します。

（順不同、敬称略）

石川　猛、栃木市チャレンジ母親クラブ子ども用品リサイクル有志一同、婦連努カラオケ愛好会、栃木西中学校生徒会、サイトウイサオ

本 社会福祉課 ☎21-2503

年末・年始の火の用心

寒さも厳しくなり、空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節となってきました。

年末年始を迎えるにあたり何かとせわしなく、火の取扱いもおろそかになってしまい火災が起こりやすくなります。

昨年12月8件、今年1月3件の計12件の火災が発生しています。

コンロや暖房器等の取扱い、たき火を行う際には消火器具を準備するなど火の取扱いには十分注意しましょう。

平成25年度全国統一防火標語

消すまでは
心の警戒
ONのまま

市消防本部予防課 ☎22-0119（代）